

<今号の内容>

1. 平成 27 年度 税制改正大綱を決定～社会福祉法人税制は引き続き検討～
2. 技能実習への介護分野の追加について議論～外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会～
3. 高齢者福祉事業経営セミナーのご案内

1. 平成 27 年度 税制改正大綱を決定～社会福祉法人税制は引き検討～

自民党と公明党は、12 月 30 日に平成 27 年度の税制改正大綱をとりまとめた。懸案であった社会福祉法人税制については、平成 27 年度以降も続く法人税改革の中で「引き続き検討を行う」とされた。

公益法人等については、非収益事業について民間競争が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。

公益法人にかかる税制をめぐっては、主に介護事業におけるイコールフットINGの観点からの課題提起である。

しかし全国経営協は、社会福祉法人が法人の自主性を担保し、積極的な法人経営の再構築をすすめることによって、これからも我が国における社会福祉事業の主たる担い手として、地域社会の期待に応えていくことが重要であると考えている。

社会保障審議会における、いわゆる「内部留保」問題を含む社会福祉法人の財務運営の規律に関する議論等に対しても、社会福祉法人自らが法人の自主性を国民から認めてもらうためのガバナンスの強化、公益性を高める取組みを主体的にすすめていくことが必要であるし、これらを具体化するためには、社会福祉法人の非課税措置の堅持も絶対条件である。

全国経営協は、今後とも諸情勢や議論の方向を注視しつつ対応を図ることとしているが、会員法人におかれても、その趣旨をご理解いただき、今後の全国経営協の取り組みにご理解とご協力をお願いしたい。

2. 技能実習への介護分野の追加について議論 ～外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会～

厚生労働省は、社会・援護局長の下に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を設置し、「日本再興戦略（改訂2014）」により定められた技能実習への介護分野の追加の検討等外国人介護人材の受入れに係る課題について検討を進めている。同検討会の検討課題は、(1)技能実習生の受入れの在り方について、(2)国家資格取得者に在留が付与された場合の運用の在り方等について、(3)EPAの更なる活用方策についての3点。

課題の(1)および(2)は昨年内に取りまとめる目処とされていたが、総選挙等により日

程が後ろ倒しされたことにより、1月中に結論を示すこととなる見通し。

検討会の構成員は下記の通り。(敬称略・五十音順)

石橋 真二	公益社団法人日本介護福祉士会 会長
猪熊 律子	株式会社読売新聞東京本社編集局社会保障部 部長
北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部 参事
熊谷 和正	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長
白井 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校ケアワーク学部 教務主任
田中 博一	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 副会長
(座長) 根本 嘉昭	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
平川 則男	日本労働組合総連合会総合政策局 生活福祉局長
平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
平田 直之	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 高齢者福祉事業経営委員長

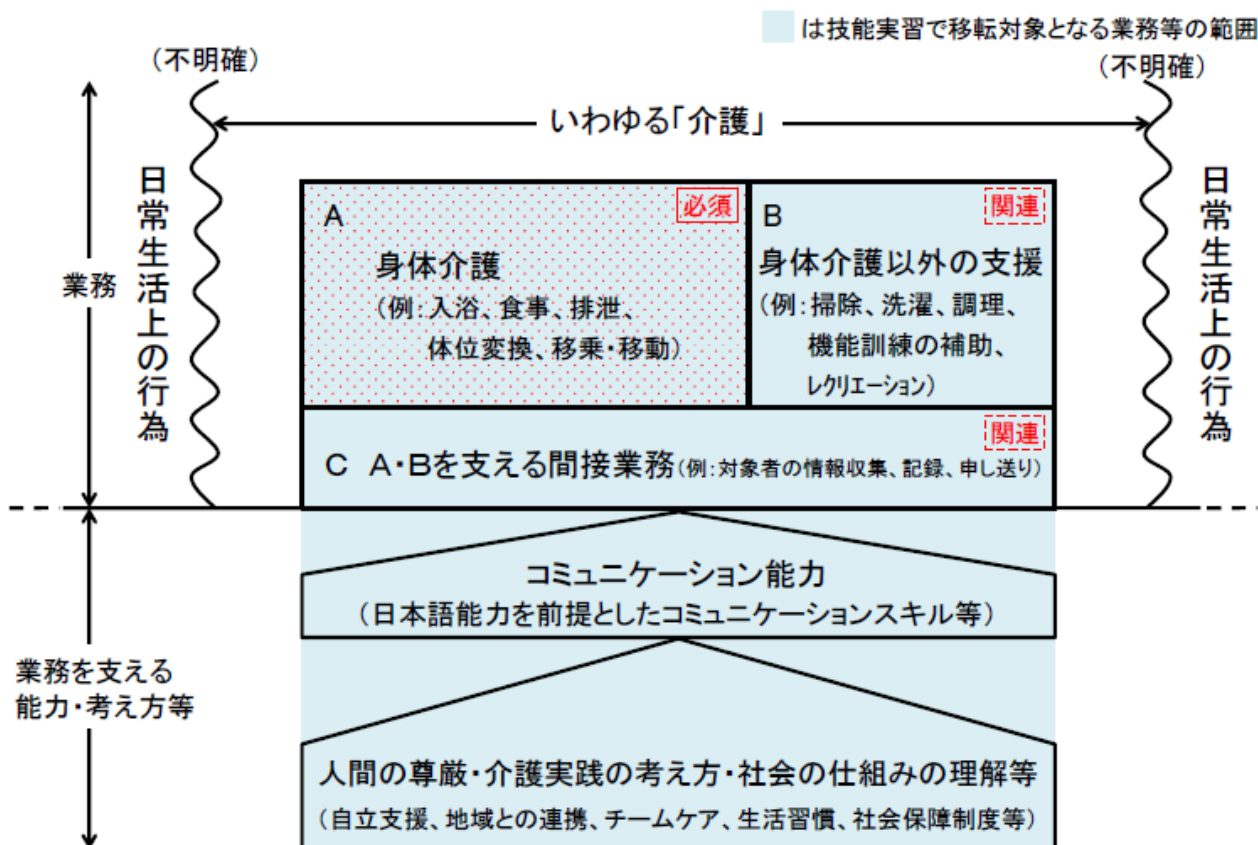
10月30日に開催された第1回検討会では、各課題の検討の前提として、各制度の趣旨に沿って検討を行うこと、介護人材の確保は、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であることなどの基本的な考え方を確認したうえで、各課題に関する検討事項を確認した。また、第2回検討会(11月20日開催)では、EPAによる外国人介護福祉士候補者を受け入れている事業者等からのヒアリングが行われた。

11月27日に開催された第3回検討会では、技能実習に関する検討の進め方として、技能実習に介護分野を追加するとした場合の要件として、(1) 共通要件(移転の対象となり得る技能であること、適切な技能評価システムが構築されること)、(2) 介護固有要件(対人サービスとして必要な制度設計がされ、運用が担保されること(日本語要件など))の2点があること、さらに介護固有要件の具体的な検討課題として以下の7点が確認された。

- ①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化
- ②必要なコミュニケーション能力の確保
- ③適切な評価システムの構築
- ④適切な実習実施機関の対象範囲の設定
- ⑤適切な実習体制の確保
- ⑥日本人との同等待遇の担保
- ⑦監理団体による監理の徹底

第3回検討会では、①移転対象となる業務内容・範囲について、技能実習制度における「必須業務」「関連業務」及び「周辺業務」の区分について、身体介護を技能評価試験の対象となる「必須業務」とすることなど、移転対象とする業務の範囲について、下イメージ図等の案が示された。委員からはあくまで「介護全体」が技能移転対象であることや、「業務を支える能力・考え方等」の部分が重要であることなどを指摘する意見があったが、検討会としては示された案を了承することが確認された。

技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージ(案)



※社会・援護局において作成 4

また、②必要なコミュニケーション能力については、EPAによる受け入れ施設に対するアンケート結果等を根拠に、入国段階で日本語能力試験N3レベルを必須とする案が示された。委員からは引継ぎや研修などにはN2レベルが必要であること、介護福祉士養成校協会では留学生の受け入れに関するガイドラインではN2としていることなどの意見が出たが、入国時、研修開始時にはN3レベルが必要との考え方に対する賛意が多かった。

12月18日に開催された第4回検討会では、③適切な評価システムの構築、④適切な実習実施機関の対象範囲の設定、⑤適切な実習体制の確保、⑥日本人との同等処遇の担保の4点について、技能実習制度に基づく考え方が示され、委員からは異論は示されなかった。

次回は1月8日に開催されるほか、月内に数回の開催が予定されており、技能実習制度への介護分野への追加、高度専門人材としての国家資格取得者（介護福祉士）に在留資格の付与に関する論点について結論が取りまとめられる見通し。

【検討会資料、議事録掲載ページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

3. 高齢者福祉事業経営セミナーのご案内

会報「経営協」1月号の事務局短信(p. 50)にてお知らせをしております各研修会のうち、高齢者福祉事業経営セミナーの開催要綱については、会員法人様宛に別途送付するとともに、本会ホームページにも来週までに掲載する予定です。それぞれご参照のうえお申し込みください。

○日 程 平成27年2月3日(火)・4日(水)

○会 場 パシフィコ横浜 会議センター

○参加費 会員法人役職員 25,000円(1名あたり。2日目昼食代を含む)

○内 容 講演「地域包括ケアシステム構築に向けた施策の動向と社会福祉法人の役割」
(調整中) 講師：田中 滋 氏(慶應義塾大学大学院 名誉教授)

パネルディスカッション「養護老人ホームと軽費老人ホームの今後のあり方」

行政説明「平成27年度介護報酬改定のポイント」

「社会福祉法人制度改革について」

他

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます(法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など)。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

(ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)